

不動産管理会社を活用した相続対策を提言

What's
New

生前贈与の改正でより重要に

大家さん専門の相続税務に携わってきたwish会計事務所が、不動産管理会社の設立による相続対策を提言し注目を集めている。

提言の経緯について小林直樹代表は「相続税の最高税率は約55%となっており、対策をしない場合には財産を失うことになりかねない」と話す。その上で、「不動産管理会社を設立し法人に所得移転することで、将来相続税が課税される財産を抑え、節税することが可能になる」と解説する。法人に移転した所得を給与として相続人に渡すことで、納税資金の確保も可能になるというわけだ。

生前贈与の改正により、今後110万の非課税枠が使えなくなる可能性が高まる中、不動産管理会社での相続対策はより重要になっている。小林代表は「増税傾向にある相続税や所得税を避け、減税傾向にある法人税・贈与税で節税することが有効。どのような対策が必要かは個人々人によって異なるため、まずは専門家に相談を」とアドバイスする。

■キャンペーン

wish会計事務所は通常5万円の法人化による節税試算を先着5名まで無料で提供する。

大家さんの会計事務所

